

伊総第207号  
平成28年3月17日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 根岸 慎一 様

伊勢崎市市長 五十嵐 清 隆  
(総務部総務課情報公開係)

個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いについて（諮問）

このことについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成17年伊勢崎市条例第18号）第6条第3項第8号、第9条第2項第8号及び第47条第1項第3号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

## 記

### 1 諮問内容

- (1) ドライブレコーダーによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性
- (2) ドライブレコーダーによる個人情報の目的外利用等の公益上の必要性
- (3) 伊勢崎市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用基準の内容の妥当性

### 2 資料

別紙のとおり

# 個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱い

## 1 諮問の趣旨

### (1) ドライブレコーダーによる個人情報の本人以外収集の公益上の必要性

本市が保有する公用車にドライブレコーダーを設置し、不特定多数の者の個人情報を収集することについて、伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 6 条第 3 項第 8 号の規定により、貴審査会の意見を求めるものである。

### (2) ドライブレコーダーに記録された個人情報の目的外利用等の公益上の必要性

ドライブレコーダーにより記録された画像及び音声を事故やトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者、捜査機関及び保険会社等へ外部提供することについて、個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 8 号の規定により、貴審査会の意見を求めるものである。

### (3) 個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いに関する考え方

本市では、業務で使用する公用車を始め、消防自動車や交通安全指導車など、数多くの公用車にドライブレコーダーを設置していることから、ドライブレコーダーの運用と条例に定める個人情報保護制度との整合性を図る必要がある。さらに、ドライブレコーダーの運用による市民の権利利益の侵害の防止を図るため、「個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いに関する指針」の策定を検討しているが、その考え方について、個人情報保護条例第 47 条第 1 項第 3 号の規定により、貴審査会の意見を求めるものである。

## 2 諮問の背景等

### (1) 諮問の背景

本市では、職員等が利用する公用車のうち 32 台（平成 28 年 3 月 14 日現在）にドライブレコーダーを設置している。

公用車の運転にあたり、職員等は公用車を運転しているという自覚を持ち、安全運転を心掛けなければならない、これまでも全職員への周知などを行って職員への意識啓発に努めてきたところである。

しかしながら、公用車運転中の事故その対策が課題となっていることから、ドライブレコーダーを公用車に設置し、職員等の安全運転意識やマナー・モラルの向上及び事故等における責任の明確化と処理の迅速化を図るとともに、公用車に対する市民からの信頼を高めたい。

### (2) ドライブレコーダーの取扱いと個人情報保護

ドライブレコーダーによる不特定多数の者の画像及び音声は、個人情報の本人以外の者からの収集に該当するものと考えられる。

個人情報保護条例では、個人情報は本人から直接収集することを原則としているが、ドライブレコーダーの撮影・記録による個人情報の収集については、本人から直接収集することや本人の同意を得た上で収集することは困難である。

そこで、市が公用車にドライブレコーダーを設置する場合には、個人情報保護条例第 6 条

第3項各号に定める個人情報の本人収集の原則の例外のうち、「伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があるとき（同項第8号）」に該当するものとして取り扱う必要がある。

### 3 市保有の公用車におけるドライブレコーダーの設置状況（平成28年3月14日現在）

- |            |            |                  |
|------------|------------|------------------|
| ・ 総務部管財課   | 職員用公用車     | 8台（市長用車両、軽車両等）   |
| ・ 消防本部     | 消防車・救急車    | 24台（消防署車両、消防団車両） |
| ・ 総務部安心安全課 | 安心安全パトロール車 | 18台（平成28年4月設置予定） |

※原則、新規購入車両には全車設置予定。

## 4 今後の措置

### (1) 個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いに関する指針の策定

ドライブレコーダーによる不特定多数の者の撮影・記録に当たっては、市民等がみだりにその容ぼう等を撮影されない自由を有することに配慮する必要がある。

そこで、別紙に示す考え方により、市が保有する公用車に設置するドライブレコーダーの取扱いに関する指針を定め、ドライブレコーダーを設置するに当たっては、その設置目的を明確にし、画像及び音声の記録、保存期間等はドライブレコーダーの設置目的を達成するために必要最小限の範囲内とするなど、市として統一したルールに基づき、個人情報の適切な取扱いを確保しようとするものである。

### (2) ドライブレコーダーを設置

市が保有する公用車にドライブレコーダーを設置し、次に掲げるいずれかに該当するときに限り、撮影・記録された画像及び音声を外部提供するものである。

ア 法令又は他の条例に定めがあるとき。

イ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

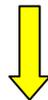
ウ 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を文書により受けたとき。

エ 公用車の事故等に関する手続きにおいて、画像及び音声の提供が必要と認められるとき。

オ その他、伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会において外部提供が認められるとき。

## 5 今後のスケジュール

5月上旬～ ①伊勢崎市情報公開審査会・個人情報保護審査会への諮問答申



②伊勢崎市個人情報保護に配慮したドライブレコーダーの取扱いに関する指針・基準の策定



③運用の開始

# ドライブレコーダーの取扱いに関する指針の考え方

## 1 実施機関の責務

実施機関は、公用車にドライブレコーダーを設置し、又は管理し、特定の個人を識別できる画像及び音声（以下「画像等」という。）を記録する可能性があるときは、個人情報に係る本人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

なお、公用車にドライブレコーダーを設置したときは、速やかに伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会に設置状況等を報告するものとする。

## 2 条例における画像等の取扱い

### (1) ドライブレコーダーにより、不特定多数の人を撮影・記録する場合

不特定多数の者が記録された画像等であっても、特定の個人を識別できるものは、個人情報保護条例に定める「個人情報」に該当すると考えられる。

そこで、当該画像等に特定の個人が識別できる画像等が含まれている可能性があることを認識し、ドライブレコーダー管理者（以下「管理者」という。）の設置及びその目的に応じたドライブレコーダーの運用基準等を策定するなど、画像等の適正な維持管理に努める。

### (2) ドライブレコーダーにより、特定の個人を識別できる画像等を収集し、組織的に利用するために保管する場合

ドライブレコーダーにより他の情報と照合して特定の個人が識別される画像等を収集し、組織的に利用するものとして保有する場合は、個人情報保護条例に定める「個人情報」として取り扱う。

## 3 画像等の収集、利用及び提供の制限

(1) ドライブレコーダーの設置に当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り限定しなければならない。

(2) ドライブレコーダーの設置により、不特定多数の者の画像を収集するときは、画像等の適正な維持管理に努め、個人情報保護条例に定める利用及び提供の制限の例外に該当する場合を除き、利用目的の範囲を超えた画像等の利用や実施機関以外のものに対する画像等の提供をしない。

## 4 ドライブレコーダー設置の表示

ドライブレコーダーの設置に当たっては、「ドライブレコーダー搭載車」である旨を設置車両の見やすい場所に表示する。

このことにより、ドライブレコーダーが作動している車両であることを認識させ、交通安全の効果が期待できるとともに、その表示によって容ぼう、姿勢等を撮影されることがあることをあらかじめ了知させることとなる。

## 5 管理者の設置等

- (1) ドライブレコーダーで記録された画像等の適切な取扱いを確保するため、管理者を置く。
- (2) 管理者は、当該画像等を利用する事務を所管する課の個人情報保護管理者とする。
- (3) 管理者は、ドライブレコーダーの設置表示、画像等の保存方法等に係るドライブレコーダーの運用基準等を策定し、画像等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

## 6 適正な維持管理等

管理者は、ドライブレコーダーで記録された画像等の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 画像等を保存する場合は、当該画像等を加工することなく、記録時の状態のままで保存する。
- (2) ドライブレコーダーの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像等を複製しない。
- (3) 管理者の許可なく画像等を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像等の保存期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像等の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理者が保存期間を定める。
- (5) 保存期間を経過した画像等については、漏えい等の防止のため、これを確実にかつ速やかに消去する。

## 7 開示請求等

市は、条例で自己情報の開示請求を認められた者（以下「本人等」という。）からドライブレコーダーで記録された画像等の開示請求があったときは、画像等だけではなく他の情報と照合するなど、本人等確認について慎重な措置を講ずる。

## 8 本人等以外の者からの開示請求

市は、本人等以外の者から画像等の開示請求があったときは、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号）に定めるところにより取り扱うものとする。

## 9 苦情の処理

実施機関は、ドライブレコーダーにより記録された画像等の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。